

## 都城市ランドセル来館利用承諾書

都城市長 宛て

ランドセル来館を利用するに当たり、以下について承諾します。

### 1 道中での怪我等について

学校から児童館及び児童センター(以下「児童館等」という。)等までの道中で怪我等の事故があった場合、JSC(日本スポーツ振興センター)の災害共済給付の適用とならない場合があります。なお、児童館等から自宅までの道中で怪我等の事故があった場合は、災害共済給付の適用が受けられませんので、必要であれば保険に自己加入してください。

### 2 学校等への情報提供について

ランドセル来館利用申請情報を①市、②小学校及び③児童館等の3者で共有します。

### 3 利用について

児童館等は自由来館施設となっていますので、職員は通常通り利用する児童と同様の対応をします。児童の居場所の常時把握、飲食提供はありません。

### 4 持ち物管理について

ランドセル等の持ち物は、必ず所定の場所に置いてください。貴重品の持ち込みは御遠慮ください。

### 5 利用時間について

午後 1 時(放課後)から午後 4 時30分までの利用時間を必ず守ります。利用時間以降の対応は、児童館等では行いませんので、児童の送迎含め保護者責任のもと行ってください。

### 6 休館等について

自然災害や感染症等への対策等により、児童館等の利用時間の変更又は休館になる場合があります。

### 7 報告について

年度途中で利用を終了しようとする場合や小学校区の変更、緊急連絡先の変更等が生じた場合は、速やかに市に報告し、所定の届出書を提出します。

### 8 登録解除について

登録児童の利用において長期で事業の利用がない場合又は事業や児童館等の運営に支障があると市又は児童館等が判断した場合は、登録解除となることがあります。

以上

年 月 日

児童名: \_\_\_\_\_

児童館等名: \_\_\_\_\_

保護者名(自署): \_\_\_\_\_